

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 長浜市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市には多くの文化財が分布し、それぞれの地域の生活に密接に関わりあいながら保存され、現在、国・県・市合わせて487件の指定・選択・選定・登録文化財がある。

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

表 長浜市に所在する指定等文化財の件数（令和8年3月1日現在）

種別		長浜市					
		国	県	市	合計		
		(国宝) 重文					
指定	有形文化財	建造物	(2) 11	8	16	(2) 35	
		美術工芸品	絵画	8	5	29	42
			彫刻	(1) 46	16	60	(1) 122
			工芸品	(1) 14	15	25	(1) 54
			書跡・典籍・古文書等	(2) 5	17	46	(2) 68
			考古資料	1	0	9	10
			歴史資料	2	0	12	14
		美術工芸品 計	(4) 76	53	181	(4) 310	
	小計 (A)	(6) 87	61	197	(6) 345		
		無形文化財	0	0	0	0	
	小計 (B)	0	0	0	0		
	民俗文化	有形民俗文化財	0	1	12	13	
		無形民俗文化財	1	2	8	11	
		小計 (C)	1	3	20	24	
	記念物	遺跡	4	11	18	33	
		名勝地	3	5	4	12	
		動物・植物・地質鉱物	0	2	10	12	
		名勝・史跡	1	0	0	1	
		小計 (D)	8	18	32	58	
	選定	文化的景観	1	-	-	1	
伝統的建造物群		0	0	-	0		
選定保存技術		2	2	0	4		
小計 (E)		3	2	0	5		
合計 (A+B+C+D+E)		(6) 99	84	249	(6) 432		
選択	無形文化財	0	0	0	0		
	無形民俗文化財	1	11	0	12		
	小計 (E)	1	11	0	12		
登録	登録有形文化財（建造物）	43	-	-	43		
	登録有形文化財（美術工芸品）	0	-	-	0		
	登録無形文化財	0	-	-	0		
	登録有形民俗文化財	0	-	-	0		
	登録無形民俗文化財	0	-	-	0		
	登録記念物	0	-	-	0		
小計 (G)	43	-	-	43			
総 計		(6) 143	95	249	487		

- ※ 国指定文化財の有形文化財のうち、() の数値は「国宝」を示し、内数である。
- ※ 有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の欄は「指定」を示す。
- ※ 選定の欄は「選定」、選択の欄は「選択」、登録文化財の欄は「登録」を示す。

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

□有形文化財（建造物）

有形文化財（建造物）は、国 54 件、県 8 件、市 16 件の 78 件の指定等があり、特に、長浜城跡を中心とした旧長浜町では「大通寺建造物群」などを中心に、国 4 件、県 2 件、市 10 件の計 16 件がある。また、市西部の琵琶湖に浮かぶ竹生島には、「宝厳寺唐門」「都久夫須麻神社本殿」の 2 件の国宝、4 棟の重要文化財（建造物）、1 棟の登録有形文化財（建造物）が存在する。

□有形文化財（美術工芸品等）

有形文化財（美術工芸品等）は、国 76 件、県 53 件、市 181 件の計 310 件の指定があり、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書が 244 件と多く、神照寺の国宝・金銀鍍透彫華籠などがある。また、秀吉関係文書の指定が多いのが特徴である。

□民俗文化財

民俗文化財は、有形の民俗文化財として、県有形民俗文化財「長浜曳山祭の山車 附山蔵」など県 1 件、市 12 件、計 13 件の指定があり、無形の民俗文化財として、重要無形民俗文化財「長浜曳山祭の曳山行事」、県無形民俗文化財「上丹生の曳山茶碗祭」など国 1 件、県 2 件、市 8 件、計 11 件の指定がある。また、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として、国 1 件、県 11 件の計 12 件があり、地域に伝わる祭礼行事などが各地で保存されている。

□記念物

記念物については、国 8 件、県 18 件、市 32 件、計 58 件があり、史跡が 33 件と多く、国の史跡名勝である竹生島のほか、国史跡である浅井氏の小谷城跡、北近江城館跡群「下坂氏館跡・三田村氏館跡」、市指定長浜城跡など中世後期の城館跡が多く現存している。

□文化財の保存技術

保存技術については、国 2 件、県 2 件、計 4 件があり、国選定保存技術の原糸製造は昔ながらの邦楽器原糸の製造技術を継承しており、また、邦楽器糸製作は、重要無形文化財に指定される諸芸能（歌舞伎、人形浄瑠璃文楽、能楽等）の保存、継承に欠くことのできない技術である。このほか、県選定保存技術には、長浜曳山祭の曳山修理に欠くことのできない漆工品や車輪鉄輪の修理技術が選定されている。

□文化的景観

文化的景観については、菅浦地区、大浦地区、月出地区、塩津浜地区、飯浦地区、余呉湖周辺、山梨子～尾上地区琵琶湖岸の奥琵琶湖一帯は文化的景観要素で構成された

地域である。菅浦地区では、平成23年度から平成25年度に菅浦の文化的景観調査を実施し、平成26年（2014）10月6日に重要文化的景観「菅浦の湖岸集落景観」の選定を受けた。

今後、他の地域においても文化的景観調査及び保存計画策定を行い、文化的景観としての価値を評価する。

今後、登録有形文化財、県・市指定文化財のうち歴史的風致の維持及び向上に寄与するものについて、歴史的風致形成建造物としての指定を併せて図る。また、市指定の文化財は、修理事業等に併せて詳細な調査を実施し、新たな見地に基づき価値の再評価を行う。

さらに、市内に分布する文化財については継続して調査を実施し、調査で明らかになった価値に基づき必要な措置を講じていく。

文化財の管理に関しては、基本的に所有者または管理者により実施されているが、必要に応じて現状変更手続き等の指導及び助言等を行いながら、その保存と活用に努めている。

近年、その本来の機能や用途を維持しつつ、その価値を損なわない範囲で、国指定の名勝慶雲館庭園や県指定文化財の旧長浜駅本屋が建つ長浜鉄道スクエアでは、無料公衆無線LANの利用環境を整え、館内説明の多言語化に対応するなど、新たな機能や用途を付加した活用も見られており、今後もその魅力をさらに高めていくものとする。

また、個々の文化財が有する価値を後世へ継承するため、維持・保存に万全を尽くし、その文化財価値を積極的に活用しながら内外に広く情報発信していく。

祭礼行事や伝統工芸などの伝統文化については、これを将来へ確実に継承するため、その普及と啓発に努め、担い手となる後継者を育成していく。

本市では、文化財の保護・活用のマスタープランとして、令和2年（2020）3月に長浜市歴史文化基本構想を、アクションプランとして、令和4年（2022）3月に文化財保存活用地域計画を策定した。個々の文化財の保存・活用に関しては、保存管理計画、整備計画が有用であり、今後、可能な限りそれらの計画を策定するものとする。

（2）文化財の修理（整備）に関する方針

指定等文化財については、適切な保存が図られるよう計画的に修理・整備を実施し、文化財としての価値を損なうことのないよう文化財保護法及び滋賀県及び長浜市文化財保護条例に基づく手続きを行い、必要に応じ、文化財保護審議会または専門家の意見を踏まえ関係機関と連携しながら実施する。修理・整備を行う場合には、史料に基づいた調査成果を基に行うこととする。特に大通寺建造物群や長浜曳山祭の山車及び山蔵については、修理の経費が大きいことから、計画的に修理を進めていく。その他の文化財においても、現状を把握して常に毀損、災害による被害等の情報入手に努め、早急な

修理・整備の対応に取り組む。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市では、長浜城歴史博物館、浅井歴史民俗資料館、高月観音の里歴史民俗資料館、長浜市曳山博物館を設置し、指定文化財の展示や民具を使った体験教室などを行っているが、埋蔵文化財及び民俗資料の収蔵庫を整備するにあたっては、単に資料を収蔵する施設ではなく、一般公開し、市民がより良く理解できるようなものとしていく。

これらの博物館では、従来から指定文化財などを保管、展示しているが、必要に応じて、燻蒸処理や防虫剤の設置などの対応を行い、防虫、防湿、ほこり対策などを継続して実施する。

文化財の存在とその価値を広く理解することがその保存・活用のための第一歩であり、そのために文化財の所在を示す公共サインを整備し、説明板、案内板等にかかるガイドラインの作成を視野に入れ、現地でその内容が容易に理解できるよう説明板や解説資料を充実するとともに、多言語化などを図る。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

本市は、平成20年(2008)に市域全域を範囲として景観法に基づく景観まちづくり計画を策定した。景観を貴重な資産として認識し、このまちに関わるすべての人々が相互に連携し魅力と活力がより高まるよう、長浜の歴史、風土、個性を活かし、くらしと調和した長浜らしさあふれる景観を育くみ、次代へ継承していく。

文化財の周辺環境は多様な要素で構成されており、その変化は文化財に大きな影響を与えるため、文化財の価値や魅力が大きく損なわれないよう注意し、その保全を図る。

文化財周辺の建築物は、形態・色彩など、町並み景観と調和するよう配慮する。電柱は極力目立たないよう、できるだけ道路の路面には配置しないように努め、落ち着いた色彩となるよう周辺環境との調和を図るよう努める。空中を横断する配線は、可能な限り控える。景観法、都市計画法及び本市の独自条例による制度の積極的な活用を図り、また、歴史的風致の維持及び向上を図るための整備事業や文化財を活用するための便益施設を整備する場合は、文化財及びその周囲の景観や環境との調和を図る。

(5) 文化財の防災・防犯に関する方針

文化財の火災被害を少なくするため、指定等文化財(建造物)について消防法で義務化されている自動火災報知設備及び消火器具については、その設置及び更新を図る。また、義務化されていないが、文化財の現状を踏まえ、室内消火栓や放水銃等の消火設備や避雷針設備等の防火設備を推進し、火災被害の軽減を図る。

さらに、広く防災意識を高揚するため、所有者、管理者、地域住民、消防署が一体となった防火訓練を定期的実施する一方、文化財の耐震診断を推進し、文化財保存のための修理工事等に併せて可能な範囲で耐震補強工事を行う。

また、竹生島においては、自動火災防火設備の設置から50年以上が経過し老朽化していることから、平成19年(2007)に全般的な防火設備の見直しを行い、「竹生島文化財防災施設設置計画」を策定した。現在、文化財防災施設の改修を進めている。

未指定文化財について指定が行われた場合、消防設備や防火設備の設置事業費の支援など、速やかに必要な設備の新規設置を図る。また、既設設備の老朽化や型式の適合しないものについても同様に速やかな設備更新を図るよう努める。

指定文化財建造物のほとんどが木造であり、火災に対して脆弱である。そのため、消防署及び地域の消防団との連携をより密にするとともに、地域住民等への防災意識の啓発を強化する。重要文化財等については、自動火災防火設備の管理者に対し、助成を行うなど適正な管理を促すとともに、所有者などに対しては、文化財防火デーの防火訓練などを継続して実施し、更なる防災体制の強化に努める。

防犯対策については、防犯ブザーやベルなどの設備の設置のほか、地域住民・文化財所有者によるパトロールも定期的の実施するよう促すなど対策の強化に努める。

(6) 文化財の保存及び活用の普及啓発に関する方針

市民意識の高揚を図るため、誰もが文化財を気軽に見学し親しむことのできる機会として、講演会、埋蔵文化財展、土器焼き、現地説明会等を実施し、併せて解説資料を作成して配布する。また、文化財関連のホームページを充実し、本市の体系的な文化財情報の発信に努める。今後も、様々な機会を通して、文化財保護について普及・啓発に努めるものとする。

(7) 埋蔵文化財の取扱に関する方針

本市には、約800件の埋蔵文化財包蔵地がある。埋蔵文化財保護の関係機関との調整については、文化観光課歴史まちづくり室が都市計画課及び農業振興課、農業委員会と連携を図り、開発行為等の情報を共有している。また事業者と事前協議を行い、必要に応じて試掘調査を行うなど開発行為と文化財保護との調整を図り、その手続きについては文化財保護法及び県条例に基づき滋賀県の指導と助言を得て行っている。

また、「長浜市埋蔵文化財の保護に関する指導要綱」では、貴重な文化財を後世に守り伝え、歴史的な環境に恵まれた豊かな文化的都市づくりに寄与するため、本市の区域内に存在する埋蔵文化財が開発事業により滅失し、又は損傷されることのないよう適切な指導を行うこととされており、文化財保護法、滋賀県及び長浜市文化財保護条例その他の法令等に定めるもののほか、必要な事項が定められている。そのうえで、開発等にあたり事前協議を行うように指導し、できる限り包蔵地を回避、又は保存するよう働きかけていく。そして、包蔵地以外の場所にあっても、新たに発見があった場合は、開発事業者にできる限り理解を求め、記録保存や現状保存について協議する。

(8) 文化財の保存・活用に係る体制と今後の方針

本市では、文化財の保護に関する事務について産業観光部に文化観光課歴史まちづくり室を置き、その行政を担っている。

平成22年(2010年)1月の市町合併により市域が拡大し、文化観光課歴史まちづくり室文化財係には令和7年(2025年)4月現在、専門職員6人(埋蔵文化財5人、建造物1人)を配している。

長浜市文化財保護条例第61条の規定により、長浜市文化財保護審議会を設置している。審議会は、市長の諮問機関として、文化財の保存及び活用に関する重要な事項について、調査審議し、また、これらの事項に関して市長に建議する。今回の歴史的風致維持向上計画についても、同審議会の指導・助言を得ながら進めていく。審議会は、委員数7人以内で構成しており、専門分野の内訳は美術工芸品2人、民俗2人、書跡・典籍1人・史跡1人となっている。

今後、審議会は本市の未指定文化財の調査、発掘とその価値付けに必要な資料の収集などに関してさらに指導的立場を発揮し、本市の文化財保護について積極的支援を行うものとする。

また、令和2年(2020)3月に長浜市歴史文化基本構想を策定し、令和3年(2021)12月には長浜市文化財保存活用地域計画についても国の認定を受けたことから、地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用するための取組を進めるほか、地域における生活等風土により形成された景観地として、重要文化的景観の選定に向けての調整を進める。

(9) 文化財の保存・活用に関わっている住民やNPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市では、長浜曳山祭の保存団体、山組などをはじめ、主に地域住民を中心とする団体が文化財の保存と活用に取り組んでいる。これらの団体は伝統的な地域コミュニティであり、その絆は強く、伝統的な人々の活動もこの組織を中心に維持されてきた。市では、こうした団体と「まちづくり」について連携して取り組んでおり、今後もこれらの各種団体に対して、活動の助成や情報提供を通じて、組織の維持と活性化を支援していくため、平成29年(2017)に長浜市無形民俗文化財保存活用協議会を設立した。

また、NPOなどの市民活動団体については、地域コミュニティとの住み分けの手法を研究し、伝統的な人々の活動を尊重しながら活動団体及び構成員の育成を図る。

今後、このような各種団体の多様な活動をさらに活発化させるため、長浜市無形民俗文化財保存活用協議会などに必要な情報を提供し、人材の育成を図るなど官民協働による文化財の保存・活用体制を構築していく。

長浜市無形民俗文化財保存活用協議会の加盟団体

	祭礼名称	団体名称
1	長浜曳山祭の曳山行事	(公財)長浜曳山文化協会
2	上丹生の曳山茶碗祭	丹生茶わん祭保存会
3	^{とんだ} 富田人形	富田人形保存会
4	^{しゅうふくじ} 集福寺のちゃんちゃこ踊	集福寺自治会
5	金居原の太鼓踊り	金居原太鼓踊り保存会
6	下余呉の太鼓踊り	下余呉太鼓踊り保存会
7	^{えいきゆうじ} 永久寺の蛇の舞	永久寺「蛇の舞」保存会
8	八日市の太鼓踊	八日市太鼓踊り保存会
9	^{ほっさくたいさいばんぼら} 速水伊豆神社八朔大祭幡母衣・ ^{あおも} 青物神輿	幡母衣・青物神輿保存会
10	七条の春祭り	足柄神社
11	^{とうめ} 当目の雨乞い太鼓踊り	当日町太鼓踊り保存会
12	鍛冶屋の太閤踊り	鍛冶屋太閤踊保存会
13		長浜市文化芸術協会
14		(公社)長浜観光協会

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

本市における指定等文化財の件数は487件である。

重点区域内の国指定等文化財は重要文化財（建造物）が3件、無形民俗文化財1件、登録有形文化財21件、記念物3件があり、また、美術工芸品等が13件、選定保存技術1件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として1件選択されている。本市の国指定等文化財の約30%が重点区域内に位置する。

重点区域内の滋賀県指定等文化財は有形文化財（建造物）が2件、有形民俗文化財1件、選定保存技術1件があり、また、美術工芸品等が12件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として、1件選択されている。本市の県指定等文化財の約18%が重点区域内に位置する。

重点区域内の長浜市指定文化財は有形文化財（建造物）が6件、記念物4件があり、また、美術工芸品等で30件ある。本市の市指定文化財の約16%が重点区域内に位置する。

以上、歴史的風致に関連する本市の国指定文化財など全体の約21%が重点区域内に分布している。これらの文化財は、重点区域の歴史的風致を形成する重要な構成要素であり、歴史的風致の維持及び向上を図るため積極的な保存・活用を図る。文化財の保存及び活用に関しては両立を図るため、事前に文化財保護に必要な事項を明確にし、保存すべき箇所を明らかにしておくことが重要であり、そのためには保存活用計画が必要

である。しかしながら、現在は名勝・慶雲館庭園の保存管理計画が作成されているのみであり、今後、重要文化財（建造物）など個々の文化財の保存活用計画の作成に努め、保存管理、環境保全、防災、活用に関して計画に基づき適正な実施を図るものとする。また、文化財に必要な日常管理は基本的に所有者又は管理者により実施されているが、本市においても適宜文化財の現状を把握するなど、文化財の適正な維持のため所有者等を指導する。

長浜曳山祭については、三役修業塾や長浜曳山祭囃子保存会などにおいて、後継者育成が行われているが、その他の祭礼行事や伝統工芸などの伝統文化の継承についても、長浜市無形民俗文化財保存活用協議会などで検討していく。

(2) 文化財の修理（整備を含む。）に関する具体的な計画

□文化財の修理

指定等文化財については、適切な保存が図られるよう計画的に修理を実施する。文化財としての価値を損なうことのないよう現状変更については、文化財保護法及び保護条例に基づく手続きを踏まえて行い、必要に応じ、文化財保護審議会及び専門家の意見を踏まえ関係機関と連携しながら実施する。特に整備を行う場合には、調査成果を基に行うこととする。また、管理者が組織になっている場合は、組織内での修理に対する合意を取るなど、将来にわたって保存活動に影響がでないように配慮する。その他の文化財においても、毀損、樹勢の衰え、災害による被害等の情報入手に常時努め、現状を把握して早期に適正な対応ができるよう取り組む。

- ・国指定等文化財の修理等については、継続的に状況を把握し、関係機関と連携を図り適切な指導を行う。
- ・県指定等文化財の修理等については、継続的に状況を把握し、関係機関と連携を図り適切な指導を行う。
- ・市指定文化財の修理等については、継続的に状況を把握し、市文化財保護条例に基づく手続きを行うとともに適切な指導を行う。

1) 大通寺歴史的建造物群の修理

大通寺歴史的建造物群は88頁図で示すように、近世初期から近代に及ぶ時期の多数の建造物を擁している。各建造物についてはこれまでに数次の調査が行われており、それぞれ報告書が刊行されている。

国・市の指定文化財として解体（半解体）修理や屋根の葺き替え工事を最近の20年以内に受けている建造物がある一方、経年による汚破損、弛緩、脱落、腐朽、軸組の不整が部分的にあらわれている建造物もみられる。後者については、構造的に不安定な状態ではないため、適切な修理工事や恒常的なメンテナンスを施すことによって、本来の安定した状態に復することが可能である。

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

意匠的な面でも、後世の改変等により本来の景趣が損なわれている面がある。建造物が長いあいだ使われていく過程で改変を受けるのは自然なことであり、むしろ常に活用されてきたことの証である。ただし、現在あるいは将来において、それらの改変が有効であるかどうかの検討を加えることも必要と思われる。そのためにはいったん当初の状態に復してみなければならぬが、現時点では図面上において作業が可能であり、今後のさらなる利活用を進めるための工夫を創出するために必要な調査を実施する。

重点区域における文化財は歴史的風致を形成する重要な構成要素であり、文化財の修理においては文化財本来の価値を維持することを基本として計画・実施する。また、復元等の整備においては遺構の保護に留意し、類例調査や史料調査に基づく整備を図る。

国指定文化財、市指定文化財については大通寺修理計画に基づき修理が行われている。修理にあたっては大通寺建造物保存修理委員会を設置し、修理等指導を受けながら保存修理を行う。また、突発的な事情により修理等が必要となった場合も専門家の指導を受け、適切な修理を行う。

事業名	指定区分	事業期間
(1) - ② 大通寺伽藍群保存修理事業	歴史的風致形成建造物指定予定	R2～R11
	修理内容 瓦葺屋根の全面的葺き替えやこれに関連する野地等の修理を行う。	

大通寺歴史的建造物群以外の指定文化財についても修理指導を受けながら保存修理を行う。

2) 長浜曳山祭の曳山行事及び長浜曳山祭の山車附山蔵

山車、山蔵、懸装品等の保存修理の計画段階において、公益財団法人長浜曳山文化協会が所管する専門委員会で専門家の指導助言を受け、修理の実施にあたっては民俗、金工、漆工、建造物分野の専門家による修理委員会を設置し、修理の指導を受けながら保存修理を行う。また、突発的な事情により修理等が必要となった場合も専門家の指導を受け、適切な修理を行う。

事業名	指定区分	事業期間
(1) - ① 山蔵保存修理事業	県指定文化財	R2～R11
	修理内容 令和3年度以降 壽山山蔵 側面・背面の漆喰壁修理	

3) 国登録有形文化財

国登録有形文化財の建造物修理にあたっては、文化観光課歴史まちづくり室と建造物所有者が、修理計画の作成時から連絡を密にとり、建造物の価値を向上させる修理となるよう協議するとともに、文化財保護法に基づく手続きを行うとともに文化庁をはじめ関係機関と連携を図り、技術的指導を行う。

4) 歴史的風致形成建造物

歴史まちづくり法第12条から第21条に基づき歴史的風致形成建造物に指定されたものについては、文化観光課歴史まちづくり室が建造物所有者と連絡を密にとり、建造物の適切な管理と修理時には建造物の価値を向上させる修理となるよう協議するとともに、必要に応じ文化庁へ管理又は修理に関して連携を図るものとする。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

本市では、長浜城歴史博物館、浅井歴史民俗資料館、高月観音の里歴史民俗資料館、長浜市曳山博物館等を設置し、指定文化財の展示や歴史文化の活用を行ってきたが、合併後の文化財等の資料の増加に伴い、文化財を総合的に保存管理できる施設の設置が必要となっている。既存の施設においては、今後も指定文化財の展示や公開を行うとともに、未指定文化財であっても地域の重要な文化財については、積極的に公開活用を行うこととする。

また、文化財の所在地には、来訪者向けの文化財等の説明板を設置してきたが、今後も新たに指定した文化財及び既設の文化財説明板については、継続して設置・修復を行うとともに、多言語化に努める。なお、未指定文化財であっても地域の歴史に重要な文化財については、新たに説明板の設置を検討する。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

本市では、平成20年(2008)に市域全域を範囲として景観法に基づく景観まちづくり計画を策定した。特に、良好な景観を維持している地域は、独自に景観形成重点区域として指定し、建築物の高さや色彩、屋外広告物、開発行為などに対し、より厳しい基準を設けている。この景観まちづくり計画に基づき、市街地や良好な農山村景観など、地域特性に合わせた基準を定めている。また、この基準は、地域住民の合意により設定していることから、地域住民の保全への意識啓発にも繋がっている。そのほか、指定文化財の周辺環境の整備に併せて文化財の保存活用を推進するため、説明板や解説資料の充実や啓発、PR、保存組織の育成などソフト面での支援を推進する。

(5) 文化財の防災・防犯に関する具体的な計画

文化財指定建造物のほとんどが木造であり、火災に対して脆弱である。そのため、消

防署及び地域の消防団と連携をより密にするとともに地域住民等への防災意識の啓発を強化する。重要文化財等については、自動火災防火設備の管理者に対し、助成を行うなど適正な管理を促すとともに、所有者などに対し、現在行っている文化財防火デーの防火訓練などを定期的実施し、今後も継続的に相互の連携を強化する。

また、防犯についても、防犯ブザーやベルなどの設備の設置のほか、地域住民・文化財所有者によるパトロールも定期的実施するよう促すなど対策を強化する。

(6) 文化財の保存及び活用の普及啓発に関する具体的な計画

重点区域内は、本市の中心市街地でもあるので、活性化のためには地域資源である文化財の魅力を都市の付加価値として捉え、現地公開に努め、誰もが文化財を気軽に見学し親しむことのできる機会を提供する。また、ホームページを充実し、本市の文化財情報の発信に努める。

そのほか、指定文化財の周辺環境の整備に合わせ、文化財の保存活用を推進するため、啓発、PR、保存組織の育成などソフト面での支援を推進する。

- ・地域の社会教育活動において、文化財に関する講座の開催
- ・文化財担当職員及び博物館学芸員による出前講座の開催
- ・現地でその内容が容易に理解できるような説明板の設置や解説資料の充実
- ・ホームページの充実による本市の文化財情報の発信

(7) 埋蔵文化財の取扱に関する具体的な計画

重点区域内には周知の遺跡、長浜城遺跡と長浜町遺跡がある。整備事業に際して貴重な遺構等が発見された場合はその保護に努める。重点区域内での歴史的風致の維持及び向上に関する事業を実施する際は、発掘調査を行い、貴重な遺構が発見された場合はこれを保護し埋蔵文化財の価値を損なわないよう調査を行う。

埋蔵文化財については、遺跡地図を完備しており、埋蔵文化財調整担当窓口及び開発指導部局等の窓口に備え付け、縦覧できるようにしている。また、ホームページ上でも遺跡地図を公開し、埋蔵文化財包蔵地について周知徹底を図っている。さらに、開発に関する市役所への届出書類は文化観光課歴史まちづくり室にも稟議され、そのチェック体制を強化するとともに、周知の埋蔵文化財以外についても新たに発見された場合、届出をするよう指導しており、この体制を今後も継続してゆく。それに加え、開発指導部局と連携し、開発計画について早期の把握に努め、開発等にあたり事前に協議を行うように指導し、できる限り包蔵地を回避するよう働きかけてゆく。また、包蔵地での開発等については、県と連携し、開発事業者に対し適切な手続きと現地での注意事項を徹底させるとともに、現地確認なども行い、文化財保護法に基づき、適正な指導を行う。さらに、包蔵地以外の場所にあっても、新たに発見があった場合は、開発事業者にできる限り理解を求め記録保存や現状保存について協議する。

(8) 文化財の保存・活用に関わっている住民やNPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

長浜曳山祭の保存団体、山組などをはじめ、主に地域住民を中心とする団体が文化財の保存と活用に取り組んでいる。これらの団体は伝統的な地域コミュニティであり、その絆は強く、伝統的な人々の活動もこの組織を中心に維持されてきた。市では、これらの各種団体に対して、長浜市無形民俗文化財保存活用協議会などと連携し、活動の助成や情報提供を通じて、組織の維持と活性化を更に支援する。また、NPOなどの市民活動団体については、地域コミュニティとの住み分けの手法を研究し、伝統的な人々の活動を尊重しながら育成を図る。

□公益財団法人長浜曳山文化協会

「長浜曳山祭の曳山行事」の保存団体。昭和54年(1979)に重要無形民俗文化財の指定を受けた際に発足した長浜曳山祭保存会が、平成11年(1999)の財団法人化にもなって名称を変更。曳山祭の保存伝承を図るとともに、長浜市曳山博物館の指定管理者として博物館を運営している。理事会と評議員会のほか、学識経験者による専門委員会、一般市民が参画する運営委員会、伝承委員会等を設置している。事業として、曳山の保存・展示・修理事業、曳山狂言(子ども歌舞伎)の太夫・三味線養成講座などの伝承事業、祭礼に関する普及啓発活動などを実施している。

□長浜曳山祭伝承委員会

平成12年(2000)に公益財団法人長浜曳山文化協会内に設置。委員は14人で、30～50歳代の山組関係者を中心に構成されている。山組若衆の勉強会や、市民向けの講演会、小中学生対象の体験学習や、小中学校の総合学習支援など、各種普及啓発事業などを実施している。

□山組 13団体

長濱八幡宮の氏子で曳山を所有する団体は、山組と呼ばれる。旧町域を単位として、長刀山、月宮殿、萬歳樓、猩々丸、春日山、孔雀山、壽山、高砂山、常磐山、諫鼓山、鳳凰山、青海山、翁山の13の山組があり、祭礼を行うとともに各曳山の保存管理にあたっている。各山組とも概ね45歳以上の中老と45歳未満の若衆で構成され、人員は約20～80人。長刀山を除く12の山組は、毎年4組ずつ交替で祭礼に出場し、曳山狂言を奉納する。祭礼全体の執行は、各山組から選出された役員で構成される總當番が統括している。

□長浜曳山祭囃子保存会

囃子方の後継者育成を目的として、昭和46年(1971)に結成。各山組の囃子方を中心に構成され、人員は約200人。シャギリの五線譜化や、篠笛・太鼓等の用品調達、祭

礼や各種催し物への出演調整など、山組という縦割りの枠を越えた活動を展開している。昭和49年（1974）から男の子（おおよそ小学3年生～中学3年生）へのシャガリの稽古が始められ、現在では女の子にも教えられている。その練習は週1回、年間を通して行なわれている。

□長浜市無形民俗文化財保存活用協議会

長浜市における多彩で魅力的な無形文化財・伝統芸能を未来永劫に伝え、保存活用することを目的に平成29年（2017）に設立された団体。国及び県、市が指定または選択した無形民俗文化財のうち、現在も活動している団体を中心に14団体で構成している。

各団体が抱える祭り開催や保存継承に係る問題などを共有し、問題解決に向けた検討会や研修、講演会、発表の場として「長浜市伝統芸能大会」などを定期的で開催している。